

平成24年第12回教育委員会定例会

開会年月日 平成24年6月25日(月)
場 所 光が丘第八小学校

出席者 教育委員会 委員長 外 松 和 子
同 委員 内 藤 幸 子
同 委員 天 沼 英 雄
同 委員 安 藤 睦 美
同 教育長 河 口 浩

議 題

1 議案

- (1) 議案第36号 練馬区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第37号 保育所入所不承諾処分に係る審査請求について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕

3 報告

- (1) 教育長報告
 - ① 平成24年第二回練馬区議会定例会における一般質問の要旨について
 - ② 学校給食の放射性物質検査結果について
 - ③ 平成24年度「子ども読書の日」記念事業の実施結果について
 - ④ 学校応援団ひろば事業における「ねりまキッズ安心メール」のモデル実施について
 - ⑤ その他
 - i 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
 - ii その他

4 視察

- (1) 光が丘第八小学校における授業
- (2) 児童放課後等居場所(ひろば)づくり事業

(3) 光が丘第八小学童クラブ

開 会 午前 10時00分
閉 会 午後 4時10分 (休憩 午前12時00分から午後3時30分)

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	阿 形 繁 穂
こども家庭部長	郡 榮 作
教育振興部教育総務課長	岩 田 高 幸
同 教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	古 橋 千重子
同 施設給食課長	山 根 由美子
同 教育指導課長	吉 村 潔
同 総合教育センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	
練馬子ども家庭支援センター所長事務取扱	木 村 勝 巳
こども家庭部保育課長	内 木 宏
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
同 青少年課長	浅 井 葉 子

傍聴者 3名

委員長

ただいまより平成24年第12回教育委員会定例会を開会する。

本日は、この光が丘第八小学校の視聴覚室をお借りして、出前教育委員会として行う。

学校の皆様にはご協力いただき、ありがとう。

ここで本日の進め方についてお諮りする。本日の議案であるが、議案の(2)については報告の後に行いたいと考えているが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

ではそのように進めさせていただきます。

本日、案件の最後に視察と、午後1時30分から会議室において保護者の皆さんとの意見交換会を予定している。進行については各委員のご協力をどうぞよろしくお願いする。

本日は傍聴の方が1名お見えになっている。

では、本日の案件であるが、議案2件、陳情4件、教育長報告5件、視察3件である。

(1) 議案第36号 練馬区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

委員長

はじめに議案である。議案第36号 練馬区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則である。

この議案について説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。それでは、この議案について各委員のご意見、ご質問を伺う。

天沼委員

都の職員の事務処理上の規則が改正されるということで、それに準じた改正であるので、これは承認ということによろしいかと思う。

委員長

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第36号については承認によろしいか。

委員一同

よい。

委員長

議案第36号は承認とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕

委員長

次に陳情案件である。現在、継続審議中の陳情4件については、事務局より新たに報告される事項、また大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日はすべて継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、そのようにさせていただく。

(1) 教育長報告

- ① 平成24年第二回練馬区議会定例会における一般質問の要旨について
- ② 学校給食の放射性物質検査結果について
- ③ 平成24年度「子ども読書の日」記念事業の実施結果について
- ④ 学校応援団ひろば事業における「ねりまキッズ安心メール」のモデル実施について
- ⑤ その他
 - i 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
 - ii その他

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

本日は5件報告をさせていただく。

委員長

それでは、報告の1番について願います。

教育長

資料3である。第二回の区議会定例会は先週の金曜日に終わったのだが、一般質問の要旨と私の答弁の内容である。お目通しいただいていると思うので、何かご質問があったら挙げていただければと思っている。

以上である。

委員長

今お話があったとおりである。それでは、各委員のご意見、ご質問があれば。

安藤委員

感想が幾つかと質問であるが、通学路の安全対策についてである。

通学路で、学校、警察の方々が、学区域を回って危険箇所を点検しているところに偶然出会ったことがある。後に先生に伺ったら、毎年点検を行っているということで、継続的に危険箇所を洗い直して、この年に大丈夫だったからといって、次の年に建物が建ったり、交通量が増えたりとかいうことがあるかと思うので、継続的にやっていること

はとてもいいことだと思った。ぜひ続けていただきたいと思う。

次に質問があったのだが、子供の健全育成、3ページである。虐待が疑われたときの連携、対応というものがあつたが、例えば学校の身体検査等で、子供が大丈夫かなと思つた場合に、どのような手順で、どのような連携機関と協力するのか。またもう1つ、不登校の場合、学校に来なかつた場合に、どのようにしてコンタクトをとっていき、どんな関係か、幾つかあるかと思うが、そういったことを少し教えていただければと思う。

委員長

安藤委員、後半の不登校の場合というのは、不登校児童に虐待があつてということか。

安藤委員

そうである。

教育指導課長

健康診断等でそういう状況がもし見られた場合ということであるが、学校が第一義に発見できる確率は非常に高いと言われているわけであるので、今、学校と共通理解を図っているのは、健康診断等でそういうものが見つかった時点で、直ちにそれは家庭支援センター等に情報共有するということをやっている。

それから不登校児童・生徒の場合ということであるが、一つは、まず3日間不登校だった場合に家庭との連絡を随時やっていくわけであるが、特に本人確認ができない場合については、これも家庭支援センターと情報を共有するというところで徹底をして動いているところである。

日にちではないのだが、今、非常にそういうことを危惧されるケースが多いので、できるだけ早い時点で、学校だけで処理せず、関係機関と情報共有しながら対応していくのが基本のスタイルになっているということである。

子育て支援課長

今吉村課長からお話があつたように、学校から連絡をいただければ、うちのほうでその実態を内部で判断して、なるべく早い段階でお子さんと、場合によってはそのご家庭に、学校と連携しながら訪問してお話を聞かせていただく。ただ、やはり学校とご家庭の関係もあるので、その辺は慎重にはかりながら、問題が生じないような形で連携を図って、状況を確認する。場合によって、例えば重度なことであれば児童相談センターに連絡して、対応なりということ考えている。

不登校についても、22年に事件があつたので、それを踏まえて、学校と綿密に連絡をとる。不登校の原因に家庭の状況があるものについてはなるべく早くご連絡をいただいて、今申し上げたとおり訪問なり、状況を確認する。それで、この辺の問題がなければ、あとは定期的に、何カ月かおきに学校さんと連絡をとって、変化はないかということで対応させていただいているところである。

以上である。

総合教育センター所長

総合教育センターの適応指導教室、その中では、状況を常に把握しているところであり、また教育相談室のほうで、お悩みの相談に当たっている方については、子供と親と別個に相談に当たることもあるので、子供の様子を見て気になることがあれば、子ども家庭支援センターとの連携を図っていき、また児童相談所との連携を図っていく、このような状況である。

委員長

ありがとうございます。ただいま学校と家庭支援センター、そして総合教育センターと、さまざま機関が連携し合って、こういう問題に対して対応しているというお話があった。何か事が起きた場合は、今お話しいただいたように、このような連携、そして継続して見守っていくことが大変必要になるかと思うが、どうぞ今後ともよろしく願います。ほかに。安藤委員、どうぞ。

安藤委員

質問である。認証保育所、7ページであるが、言葉がわからないので教えていただきたい。設置目安時間というのは一体何なのかわからないので教えていただきたい。それから、保育所を整備していく上で何か問題点があったら、それについて、細かい点について、できる範囲で構わないので説明していただければと思う。

保育課長

設置目安時間のほうにご質問をいただいているのだが、認証保育所というのは、基本的には東京都が認証行為を行った保育施設であるので、東京都の要綱によると、まず駅の改札口から5分という設定がされている。練馬の場合であると、これは5分のところで物件がなかなか、保育施設がつかれないということで、今10分に緩和をしている。そういった認証保育所をつくるに当たって、駅からの距離、駅前型保育という性質を持っているので、就労されている方にとって通勤時に便利なようにという視点でもって、時間制限、設置目安の時間を、待機児童対策が行われるところについてはもう少し延ばしてもいいのではないかというのがこの質問の趣旨だと思う。現在10分でやっているが、12分とか、15分とかいうことにしてもらえないだろうかというのが質問の趣旨である。

委員長

ニーズが高いということか。

保育課長

そういうことである。

委員長

練馬区の実態に合わせた要望をしていくということか。質問していただいたのでよく

わかった。

安藤委員

最後のほうであるが、「年間を通じて開設相談を実施しているので、募集期間の周知方法や事前相談などの工夫により事業者が応募しやすい環境の整備に引き続き努めていく」、この環境整備というのはどういった内容なのか、具体的に教えていただきたい。

保育課長

環境整備というのは、要は今の、例えば時間であるとか、あとは募集の時期というのは、年に一遍だけ募集をしている。それは、同じ年度の中で認証保育所の設置申請から開設のところまでをやれという東京都の指導がある関係で、1回しかできないのだが、そういったものを、例えば相談期間を設けて、申請自体は決まった時期になるのだが、1年を通して相談期間を設けてほしいとか、それから、先ほどの設置条件の時間を延ばすといったことで応募しやすい条件を設定していくことを検討している状況である。

安藤委員

条件がもう少し緩和されたりすると、もっと事業者が応募してくるのか。

保育課長

実は練馬の中でも、各駅に1つ以上の認証保育所を整備していくという方針で今やっている。一方で、例えば大泉学園地域、大泉と名前のつくところは非常に待機児童数が多くて、なかなか解消できない。現在5施設あるのだが、駅前地域というのは、いわゆるテナントとして保育施設が入っていくので、なかなか駅10分圏内の不動産物件がない状態である。そういう大泉であるとか、練馬とか、不動産物件が少ない地域については、もう少し時間的に遠い、十二、三分のところに設定することによって新しい保育施設をつくるのが可能になる。

要はつくれそうなところ、ほかの駅等でも、あまり待機児童数がいなくて、保育施設も一つあれば間に合うだろうといったところについては、条件の緩和はしないで、従前の基本形でやっていく。そうではないところについては、やはり少しずつ緩和をしていくことによって、参入条件を緩めていく必要があるだろうという形である。

委員長

参入条件を緩めることによって、また待機者の数も減らすことができ、ニーズを高められる、ニーズにこたえられるということか。

保育課長

認証保育所というのはゼロ歳から2歳までの子供たちがメインになっていて、待機児童対策は、まさにここのコアの部分が、ずばり認証保育所をつくることによって待機児童の解消に結びつくことができる施設であるので、こういった施設を、要望の高い地域についてはどんどん整備していきたいと考えている。

天沼委員

それに関連であるが、参入する場合の、参入企業というか、こういったところがこの事業に参入しようということによって要望を出しているのか。

保育課長

認証保育所は、ほとんどは株式会社の経営になっている。一方で認可保育園は社会福祉法人が非常に多いのだが、認証保育所は基本的には株式会社という形になるので、そういう意味では、企業が参入しやすい条件といったものを緩和していくことによって参入はしやすくなるのだが、一方で私どもが選定するときに、どの事業者でもいいのかということはしていないので、実績があるところ、それから既存の園がもう開設しているところで、その園の保育状況を見きわめた上で、東京都に推薦を出すか出さないかという判断をしている。

そういう意味では条件緩和をしたとしても、物理的な条件緩和はするのだが、今度は次の段階で、保育の内容、保育がしっかりできているかどうか、そこを確認した上でもって東京都に対する推薦を行っているところである。

天沼委員

今、基準の話に触れられたと思うのだが、前回の話の中で、費用の点で、区の保育所と、そういったところの保育所で保育料の差がかなりあるということで、区の補助を出しても相当の額を保護者は負担しなければならないということがあったと思うのだが、その辺の費用の点ではどうか。

保育課長

確かに東京都の保育料の基準額というのが、例えばゼロ歳児であると上限金額が7万7,000円と決まっている。この7万7,000円に対して、事業者はおのあの金額を設定しているわけであるが、おおむねそれに近い金額、7万7,700円のところを7万5,000円とか、7万という数字になっている。それに対して、区はゼロ歳児の場合だと、1人当たり2万円の補助金を出している。そうすると、実質的に負担額も大体5万円ぐらいという形である。

一方で、認可保育園の場合は所得税でもって保育料を決定している。そういう意味では全体を、練馬区の認可保育園の8,800人の子供たちの保育料を平均すると、大体月額で1万8,000円ということで、確かに開きはある。そういう意味では認可保育園の保育料は全体としては安いという印象である。認証保育所はもとの金額が高いので、補助金を出してもなかなかそこまでは追いつかないので、差は依然として残るのが現状である。

委員長

よろしいか。

それでは、報告の2番についてお願いします。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問をお願いします。

天沼委員

以前にも食材のご報告があったが、今回もかなりの量の検査の結果、全く下限値未満で大変よかったということで、安心して給食をいただけるということであるが、産地のことで、ある程度、区として食材を調達というか、買入れる際に、絞り込みなどを行っているのか。

施設給食課長

具体的にこちらに書いてある産地については、学校と食材を調整した段階で、実際にどこの産地のものが納品できるかというのは、わかるのがぎりぎりになる。つまり、食数が大変多いものであるから、例えば600食、1,000食分を賄うために、タマネギ、ニンジン、それぞれの具体的な食材が、どこの産地のものが確保できるかは青果市場に行ってみないとわからない部分もある。そういう形で、産地についてはぎりぎりのところで調整をして、それで確定したものについて、こちらのほうに載せている形になっている。

それぞれの学校で発注をかけるときに、産地の希望を出している学校もあろうかと思うが、基本的には新しい基準値を守って市場に出荷されているものであるので、区としては、どこの産地のものを使うようにという具体的な指示を出しているものではない。

以上である。

天沼委員

わかった。

内藤委員

区立小中学校88校とあるが、これは親子方式のような形になるので、校数が少ないということであるか。

施設給食課長

おっしゃるとおりである。東京都のほうからの指定で、実際に給食を調理しているところのものを測定するということであるので、総合調理場のようなものがあればそこ、あとは実際に調理を行っている学校ということなので、5校に関しては、親子調理給食の日に測定の対象としている。

以上である。

委員長

今後ともよろしく願います。ホームページにも載っているということで、区民の皆さんも食に関しては関心が高いが、それをごらんになると安心かと思う。
では、報告の3番について願います。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

天沼委員

裏面のおはなし会の、稲荷山図書館の図書館クイズのところであるが、これは、日にちが4月24日からかもしれないが、延べ168人と、1けた人数が多くなっている。これはやはり何日にもわたってということなのか、それともそういう企画で、下の春日町のほうは、それほどクイズでも多くなかったのだが、どう考えてらっしゃるのか。

光が丘図書館長

クイズという分野で両館、数字的な参加人数の差が出ているのだが、稲荷山図書館の図書館クイズについては、内容を申し上げると、グレードを3段階ぐらいに分けているのだが、その内容が、稲荷山図書館に関する豆知識、入り口のところにどういう彫刻があるかとか、図書館に関係するクイズが多く出題されていること、それから春日町の場合は、こちらレベルが3段階に分けてあったのだが、こちらは各グループ10問ずつなのだが、各分野の本を読まないとなんか答えが見つからないということで、10冊を読むということで、かなりハードルが子供たちにとっては高かったのかなというところがあるのだが、参加人数としては45人ということで、クイズの中身については、もう少し取り組みやすい質問なり、そういったところが反省として挙がってきている。逆に稲荷山のほうは本に関する部分が少なかったのだから、こちらについては少し本にかかわれるような、そんな取り組みがあったらよかったのではないかと、逆の意味での反省をしたところである。

以上である。

委員長

クイズの視点が違うということで。

天沼委員

人数の差が。

委員長

でも、春日町図書館のほうは少なくとも、10冊をクリアしている人たちがこれだけ

そのクイズに参加したということで、それはまた、いろいろと値するものがあるかと思
っている。

内藤委員

質問である。1枚目のところの、講演会の参加人数が205人ということなのだが、
これは子供だけなのか、保護者も一緒の数なのか、それから例年に比べて205人とい
うのは多いのか少ないのか、そのあたりを教えてください。

光が丘図書館長

会場が生涯学習センターのホールを使って、申し込み制で、300人定員で募集をし
た。子供と保護者の方、それから、図書活動にかかわっている団体の方などもおり、2
05人となっている。大人と子供半々ぐらいの人数であった。例年、やはりこれぐらい
の人数で推移をしている。

以上である。

委員長

ありがとう。よろしいか。

それでは、報告の4番に移りたいと思う。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。ご意見、ご質問はあるか。

内藤委員

2つある。1つは学童クラブ等で実施とあるが、「等」ということは、あとどういった
ところで利用しているのか。もう1つは、実施してみて、状況、例えば保護者や子供た
ちの反応はどうなのか。

子育て支援課長

学童クラブ等の「等」であるが、この前段では区立の学童クラブになっているが、実
は民間の学童クラブが5施設あり、ここでもやらせていただいているので、その「等」
というのは民間の学童クラブである。

それから、今の学童クラブでの実施状況であるが、事業開始時の平成22年6月では、
利用率というか、利用登録者が43.6%ということであったが、ある程度周知で理解が
深まったことから、24年1月の時点では利用率が77%ということである。それから、
この状況を把握すべく、私どもは年に1回抽出でアンケート調査を行っているが、8割
を超えるような方が利用して、満足というご回答をいただいているところである。

天沼委員

今のＩＣカードについてであるが、その中に入っている情報は、入退室だけということか、それともほかにも何かこれに情報が入れられているのか。

子育て支援課長

カードの中に入っている情報というのは、メールのアドレスだけである。そのメールアドレスをかざすと、そこから、何々ちゃんが何々学童クラブに何時何分に入室したという情報が行くだけであって、あと、カードリーダーのところにはメールアドレスとか、そういう情報は残らないようになっている。それで、特に個人情報の関係があるのだが、カードについてはその情報が入っているが、例えばお子さんと紛失ということが考えられると思っているが、その情報はほかのものでは読み取れないようなセキュリティーをかけてある。

以上である。

委員長

万一に備えて対応していくということであるか。では、よろしく願います。それでは、ほかの報告はあるか。

教育総務課長

資料７である。練馬区教育委員会後援名義の使用承認事業である。お手元のとおりであるが、２４年度４月、６月の実施事業追加分と、７月の実施事業分の合計１９件である。内容についてはお目通しいただければと思う。

以上である。

委員長

ありがとう。何かご質問はあるか。よろしいか。それでは、そのほかの報告はあるか。

(2) 議案第３７号 保育所入所不承諾処分に係る審査請求について

委員長

それでは、初めにお諮りしたとおり議案の（２）を行う。議案第３７号 保育所入所不承諾処分に係る審査請求についてである。

この議案については、個人に関する情報が審議内容に含まれるおそれがあるので、個人情報保護のため非公開としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第37号の審議を非公開で行う。なお、本日はこの案件以降の議案はすべて視察となっている。したがって、本日の定例会の傍聴はここまでとなる。どうぞよろしく願います。

では、傍聴いただいた皆様と議案関係者以外の事務局職員の方々は退席をお願いしたいと思います。

— 非公開による審議および視察 —